

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
**実用新案登録第3145420号**  
**(U3145420)**

(45) 発行日 平成20年10月9日(2008.10.9)

(24) 登録日 平成20年9月17日(2008.9.17)

(51) Int.Cl. F I  
**G06F 1/16 (2006.01)** G06F 1/00 3 1 2 G  
**G06F 15/02 (2006.01)** G06F 1/00 3 1 3 C  
 G06F 15/02 3 5 5 Z  
 G06F 15/02 3 0 1 L

評価書の請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 21 頁)

(21) 出願番号 実願2008-5058 (U2008-5058)  
 (22) 出願日 平成20年7月23日(2008.7.23)

(73) 実用新案権者 505196598  
 株式会社工人舎  
 神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地  
 明治安田生命ラジオ日本ビル7階  
 (74) 代理人 100110434  
 弁理士 佐藤 勝  
 (72) 考案者 森田 誠二  
 神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地  
 明治安田生命ラジオ日本ビル7階 株式  
 会社工人舎内  
 (72) 考案者 大辺 創一  
 神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地  
 明治安田生命ラジオ日本ビル7階 株式  
 会社工人舎内

最終頁に続く

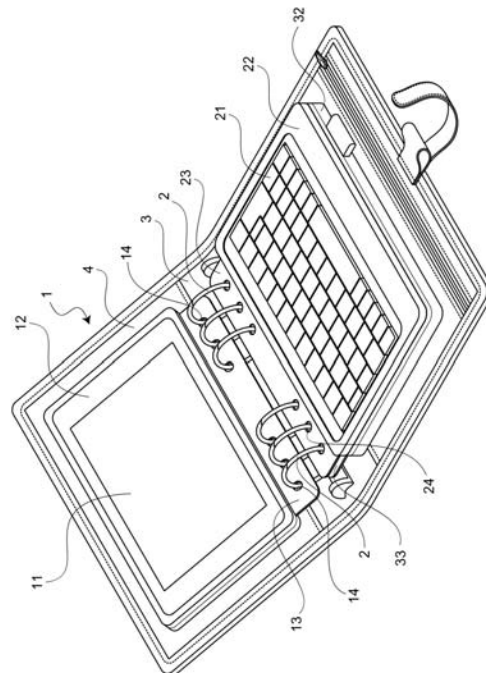
(54) 【考案の名称】 システム手帳用コンピュータ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】システム手帳に綴じ込んで使用できる比較的に小型のパーソナルコンピュータを提供する。

【解決手段】システム手帳用コンピュータは、システム手帳1の交換用の用紙大の筐体12、22、32と、該筐体内に実装されるコンピュータ部11、21と、これら筐体12、22、32をシステム手帳1のリング2に係合させるための貫通穴14、24などを設けたリング係合板13、23、33などからなるリング係合手段とを有することを特徴とする。当該システム手帳用コンピュータはシステム手帳本体に綴じこむことができ、コンピュータの演算処理能力に応じた所定の作業と、紙や筆記用具等を使うシステム手帳のリフィルを用いた情報の処理も可能となる。

【選択図】 図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

システム手帳の交換用の用紙大の筐体と、該筐体内に実装されるコンピュータ部と、前記筐体を前記システム手帳のリングに係合させるためのリング係合手段とを有することを特徴とするシステム手帳用コンピュータ。

**【請求項 2】**

前記筐体は、画像表示部を備えたモニター用筐体と、キーボード入力部を備えたキーボード用筐体と、演算処理用の回路部を備えた演算処理ボード用筐体の 3 つの個別の筐体からなることを特徴とする請求項 1 記載のシステム手帳用コンピュータ。

**【請求項 3】**

前記筐体間ではワイヤレス接続が可能とされることを特徴とする請求項 2 記載のシステム手帳用コンピュータ。

**【請求項 4】**

前記リング係合手段は、前記筐体の一面に一辺側が突出するように結合された板状部材であり、突出した一辺側に前記システム手帳のリングに係合させる穴が形成されていることを特徴とする請求項 1 記載のシステム手帳用コンピュータ。

**【請求項 5】**

前記リング係合手段は、前記筐体に設けられた貫通穴であることを特徴とする請求項 1 記載のシステム手帳用コンピュータ。

**【請求項 6】**

前記リング係合手段は、前記筐体から突設された突設片と、該突設片に設けられた貫通穴からなることを特徴とする請求項 1 記載のシステム手帳用コンピュータ。

**【請求項 7】**

請求項 1 記載のシステム手帳用コンピュータと、交換用の用紙と、これらの用紙及び前記システム手帳用コンピュータをリングを介して保持するシステム手帳本体とを有することを特徴とするシステム手帳。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は比較的的小型で軽量で携帯可能なパーソナルコンピュータに関する。

**【背景技術】****【0002】**

一般に、システム手帳と呼ばれる形式の手帳が知られており、所要の皮革材、合成樹脂材、布帛材などの種々の材料で構成された手帳本体の内側には、リフィルと呼ばれる着脱自在な用紙が手帳本体にリングを介して取り付けられるように構成されている。例えば、リフィルの種類としては、予定表、無地、罫線、方眼、住所録、地図、名刺入れなどがあり、使用者は自分の使い勝手に応じてこれらのリフィルを取捨選択して、さらには個性化して使うことで、作業効率を向上できるように工夫されている。また、システム手帳に電卓などを装着できるものとしたものも知られている（例えば、特許文献 1、2 参照。）。

**【0003】**

一方、業務上の打合せなどの状況では、通常の手帳やシステム手帳に加えて、ノート型或いはラップトップ型などの小型のパーソナルコンピュータを持ち込むこともしばしば行われており、さらには PDA (Personal Digital Assistant) などの携帯情報端末を利用することもある。例えば、メモを取るような状況では、小型のパーソナルコンピュータのキーボードを叩いたり、或いは所定の棒状部材などで画面をなぞって、文字の手書き入力を行う機構のものも知られている。

**【0004】**

**【特許文献 1】** 実開平 6 - 1 5 1 4 4 号公報

**【特許文献 2】** 実用新案登録第 3 0 5 1 0 5 1 号

**【考案の開示】**

10

20

30

40

50

## 【考案が解決しようとする課題】

## 【0005】

小型のパーソナルコンピュータを持ち込んで、業務を遂行するような場合でも、筆記用具と紙による情報の人為的な処理が必要な場合がある。例えば、メモを取るような場合や、打合せの相手に簡単な図や流れなど示して説明するような場合である。このような場合、システム手帳であれば、ノートとなるリフィルを用いてメモを取ったりすることができ、筆記用具と紙による情報の人為的な処理が可能となる。しかしながら、現状では、システム手帳に組み合わせることができる電子的な装置は、前述の特許文献のようにせいぜい電卓に過ぎず、携帯電話機などもコンピュータに準じた機能を発揮するが、システム手帳に綴じ込むような構成にはなっていない。

10

## 【0006】

そこで、本考案は、上述の技術的な課題に鑑み、システム手帳に綴じ込んで使用できるパーソナルコンピュータを提供することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0007】

前述の技術的な課題を解決するため、本考案のシステム手帳用コンピュータは、システム手帳の交換用の用紙大の筐体と、該筐体内に実装されるコンピュータ部と、前記筐体を前記システム手帳のリングに係合させるためのリング係合手段とを有することを特徴とする。

## 【0008】

本考案のシステム手帳用コンピュータにおいては、筐体は、例えば、画像表示部を備えたモニター用筐体と、キーボード入力部を備えたキーボード用筐体と、演算処理用の回路部を備えた演算処理ボード用筐体の3つの個別の筐体からなる構成とすることができる。また、筐体としては、キーボード用筐体に代えてタッチパネルを具備する筐体を用いても良く、或いは別途ワイヤレスキーボードを用いることで、当該システム手帳用コンピュータにおける筐体をモニター用筐体と、演算処理用の回路部を備えた演算処理ボード用筐体の2つとしても良い。これら個別の筐体間では、例えばワイヤレス接続により通信を行うものとしてことができ、本考案のシステム手帳用コンピュータの廉価版においてはフレキシブルフラットケーブル等により接続することも可能である。筐体の種類については、上述のものは例示に過ぎず、コンピュータの拡張性に依りて筐体の実装されるコンピュータ部を種々の形態にすることができ、プリンタ機能を有する筐体や、無線若しくは有線LAN機能を有する筐体、スキャナー機能を有する筐体、ハードディスクなどの記憶機能を有する筐体、カメラ機能を有する筐体、電子マネー機能を有する筐体、放送受信機能を有する筐体、携帯電話機能を有する筐体、GPS (Global Positioning System) 機能を有する筐体、電子辞書機能を有する筐体、携帯音楽再生装置、デジタルカメラ、またはデジタルレコーダーなどの小型電子装置のクレイドル機能を有する筐体、市販のゲーム機と互換性がある機能を有する筐体など種々の機能を持たせた筐体を用いることも可能である。

20

30

## 【0009】

本考案のシステム手帳用コンピュータにおいては、前記リング係合手段は、複数の形態を取ることができ、その1つは、前記筐体の一面に一辺側が突出するように結合された板状部材であり、突出した一辺側に前記システム手帳のリングに係合させる穴が形成されているものであり、他の1つは、前記筐体自体に設けられた貫通穴であり、またさらに他の1つは、前記筐体から突設された突設片と、該突設片に設けられた貫通穴からなるものである。なお、これらのリング係合手段も例示に過ぎず、例えば貫通穴が設けられた突設片を筐体から出没自在とする構成や、筐体の背面側にバンドやワイヤを引き回してリングをそのワイヤ等と筐体の間に挿通させる構造や、T字状やS字状の一对のフックの如き棒状部材を設ける構造など他の構造であっても良い。

40

## 【0010】

本考案は、さらにはシステム手帳自体を対象としており、上述の如き構成を有するシステム手帳用コンピュータと、交換用の用紙と、これらの用紙及び前記システム手帳用コン

50

コンピュータをリングを介して保持するシステム手帳本体とを有することを特徴とする。

【考案の効果】

【0011】

本考案のシステム手帳用コンピュータによれば、種々の機能を発揮し得るコンピュータ部は、システム手帳の交換用の用紙大の筐体内に実装され、リング係合手段によって該筐体が前記システム手帳のリングに係合されるため、システム手帳用コンピュータ自体はシステム手帳の手帳本体に綴じこむことができ、コンピュータの演算処理能力に応じた所定の作業を実現しながら、紙や筆記用具等を使うシステム手帳のリフィルを用いた情報の処理も可能となる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0012】

本考案の好適な実施形態について図面を参照しながら詳しく説明する。

【0013】

[第1の実施形態]

本実施形態は、リング係合手段として平板状の係合板を用いた例である。まず、システム手帳用コンピュータを説明する前に、当該システム手帳用コンピュータがまるでリフィルの1つであるかのように装着されるところのシステム手帳1について説明する。図1に示すように、システム手帳1は、一对の外装部と背表紙部3を連なるように有したシステム手帳本体4の前記背表紙部3に対応する領域の内側に、所定のリフィルを装着するための複数の開閉式リング2が設けられている。ここで、システム手帳1のサイズは、種々のものが開発されており、本考案においては、特に限定されず、本考案のシステム手帳用コンピュータは全てのシステム手帳1について適用できるサイズに形成できる。また、システム手帳1に設けられているリング2についても、その個数や大きさなどは限定されず、本考案のシステム手帳用コンピュータは全てのシステム手帳1に対して適用可能である。

【0014】

本実施形態においては、図1乃至図6に示すように、システム手帳用コンピュータは3つの筐体12、22、32からなり、それぞれの筐体12、22、32は例えば10mm以下程度の所定の厚みを有した平板の角丸形状であってそれぞれの裏面側には薄い平板状のリング係合板13、23、33が一辺側で突設されている。これらの薄い平板状のリング係合板13、23、33は、前記システム手帳1のリング2に挿通される貫通穴14、24、34をリング2に対応した位置に設けている。リング係合板13、23、33は、例えば所定の剛性を有した合成樹脂板や金属板などにより構成できる。各リング係合板13、23、33は、単数枚の板材により構成できるが、それぞれ向かって左右1枚ずつの係合板を貼り合わせ或いは螺子止めするような構成でも良い。

【0015】

筐体12は画像表示部を備えたモニター用筐体であり、その筐体12の枠内に広がるサイズで画像表示部として機能する液晶表示パネル11が設けられている。筐体12の大きさは、例えば、システム手帳1の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、詳しくは筐体12の大きさは、システム手帳1に綴じ込んで携帯可能なサイズであれば、多少リフィルよりも大きくても良く或いは小さくても良い。液晶表示パネル11は、所定の画像信号を受信して受信した画像信号に基づき表示を行う液晶表示装置であり、タッチパネルの機能を有していても良い。このモニター用の筐体12の裏面側には、リング係合板13が貼り合わせ若しくは螺子止めなどの固定手段によって固定されており、リング係合板13が筐体12の裏面からシステム手帳1のリング2が位置する背表紙部3側に向かって該裏面に沿って突設する形で形成されている。リング係合板13には、リング2に対応した位置に貫通穴14が設けられており、本実施形態では6つのリング2に対応して6つの貫通穴14が並んで設けられる。したがって、筐体12はリング係合板13にリング2に係合させることで、図1に示すように、システム手帳1に綴じられた状態となる。

【0016】

次に、筐体22は、キーボードによる入力可能なキーボード入力部21を備えたキー

ボード用筐体であり、概ねキーボード入力部 2 1 は筐体 2 2 の表面側の枠部分以外のほぼ全面に広がるように形成され、所要のキーボード入力が可能となる。筐体 2 2 の大きさは、モニター用の筐体 1 2 と同様に、例えば、システム手帳 1 の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、詳しくは筐体 2 2 の大きさは、システム手帳 1 に綴じ込んで携帯可能なサイズであれば、多少リフィルよりも大きくても良く或いは小さくても良い。キーボード入力部 2 1 は、ポインティングデバイスなどを備えていても良く。このキーボード用の筐体 2 2 の裏面側には、図 6 の分解斜視図で示すように、リング係合板 2 3 が貼り合わせ若しくは螺子止めなどの固定手段によって固定されており、リング係合板 2 3 が筐体 2 2 の裏面からシステム手帳 1 のリング 2 が位置する背表紙部 3 側に向かって該裏面に沿って突設する形で形成されている。リング係合板 2 3 には、リング 2 に対応した位置に貫通穴 2 4 が設けられており、本実施形態では 6 つのリング 2 に対応して 6 つの貫通穴 2 4 が並んで設けられる。したがって、筐体 2 2 はリング係合板 2 3 にリング 2 を係合させることで、図 1 に示すように、システム手帳 1 に綴じられた状態となる。

10

**【 0 0 1 7 】**

筐体 3 2 は、演算処理用の回路部 3 1 を備えた演算処理ボード用筐体であり、演算処理に必要な CPU やその周辺の記憶装置等を内蔵するものであり、例えばハードディスクなどの記憶手段を有する構成や所定の無線通信手段などが設けられている。また、例えば、プリンターや LAN ケーブル、デジタルカメラ、USB メモリなどの各種の周辺装置と接続するための I / O ポートを備える構成とすることも可能である。筐体 3 2 の大きさは、モニター用の筐体 1 2 やキーボード用の筐体 2 2 と同様に、例えば、システム手帳 1 の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、詳しくは筐体 3 2 の大きさは、システム手帳 1 に綴じ込んで携帯可能なサイズであれば、多少リフィルよりも大きくても良く或いは小さくても良い。このキーボード用の筐体 3 2 の裏面側には、リング係合板 3 3 が貼り合わせ若しくは螺子止めなどの固定手段によって固定されており、リング係合板 3 3 が筐体 3 2 の裏面からシステム手帳 1 のリング 2 が位置する背表紙部 3 側に向かって該裏面に沿って突設する形で形成されている。リング係合板 3 3 には、リング 2 に対応した位置に貫通穴 3 4 が設けられており、本実施形態では 6 つのリング 2 に対応して 6 つの貫通穴 3 4 が並んで設けられる。したがって、筐体 3 2 はリング係合板 3 3 にリング 2 を係合させることで、図 1 に示すように、システム手帳 1 に綴じられた状態となる。

20

**【 0 0 1 8 】**

これら筐体 1 2、2 2、3 2 に分散して搭載されてそれぞれの機能を発揮することで、単一のパーソナルコンピュータとして動作する本実施形態のシステム手帳用コンピュータは、筐体 1 2、3 2 の間及び筐体 2 2、3 2 の間で無線通信を行うことで、或いはこれらフレキシブルフラットケーブル等で接続することで、相互に通信が可能である。無線通信により筐体 1 2、2 2、3 2 の間を結線しない場合には、それぞれに乾電池や充電電池などの電源機能を持たせることが好ましい。有線で結線する場合には、前記リング係合板 1 3、2 3、3 3 の一部を配線として利用することも可能である。

30

**【 0 0 1 9 】**

なお、本実施形態で説明した筐体の種類については、コンピュータの拡張性に依りて筐体の実装されるコンピュータ部を種々の形態にすることができ、プリンタ機能を有する筐体や、無線若しくは有線 LAN 機能を有する筐体、スキャナー機能を有する筐体、ハードディスクなどの記憶機能を有する筐体、電子マネー機能を有する筐体、放送受信機能を有する筐体、カメラ機能を有する筐体、携帯電話機能を有する筐体、GPS (Global Positioning System) 機能を有する筐体、電子辞書機能を有する筐体、携帯音楽再生装置、デジタルカメラ、またはデジタルレコーダーなどの小型電子装置のクレイドル機能を有する筐体、市販のゲーム機と互換性がある機能を有する筐体など種々の機能を持たせた筐体を用いることも可能である。これらの各種機能を有する筐体を随時着脱させることで、コンピュータの使用勝手を十分に拡張させることができる。なお、これら筐体の種類については、以下の実施形態についても同様である。

40

**【 0 0 2 0 】**

50

以上の如き構成を有する本実施形態のシステム手帳用コンピュータによれば、筐体 1 2、2 2、3 2 にコンピュータの構成要素が分散して搭載され、各筐体 1 2、2 2、3 2 はそれぞれ貫通穴 1 4、2 4、3 4 を備えたリング係合板 1 3、2 3、3 3 によりシステム手帳 1 のリング 2 に係合できるため、システム手帳 1 のリフィルと同様に、筐体 1 2、2 2、3 2 をシステム手帳 1 に対して着脱することができ、また、必要に応じて他の機能の筐体を追加して作業性を向上させることができる。このシステム手帳 1 には、通常の紙媒体のリフィル 5 をそのまま装着することができ、メモを取るなどの筆記用具と紙による情報の人為的な処理も容易に可能となる。

#### 【0021】

なお、リング係合板 1 3、2 3、3 3 には、必要に応じて、販促用の広告や記念品としての社名やロゴなどを印刷し、或いは刻印することができ、また、カレンダー、国際電話や内線などの電話番号表、地図、路線図、通貨などの種々の印刷物として重宝するものを印刷するようにしてもよく、単に模様や写真などを印刷するようにしても良い。

10

#### 【0022】

#### [第2の実施形態]

本実施形態は、リング係合手段は筐体に設けられた貫通穴である例である。図 7、8 に示すように、本実施形態のシステム手帳用コンピュータは 3 つの筐体 5 2、6 2、7 2 からなり、それぞれの筐体 5 2、6 2、7 2 は例えば 10 mm 以下程度の所定の厚みを有したほぼ平板形状である。これら 3 つの筐体 5 2、6 2、7 2 のうちの 2 つの筐体 5 2、6 2 は、システム手帳 4 1 のリングとして機能するリング 4 2 に挿通される貫通穴 5 3、6 3 をそれぞれ有しており、これら貫通穴 5 3、6 3 は 2 つの筐体 5 2、6 2 の背表紙側の一辺にリング 4 2 の位置に応じて 6 つずつ並べられ当該筐体 5 2、6 2 をそれぞれ厚み方向に貫通するように形成されている。

20

#### 【0023】

筐体 5 2 は、画像表示部を備えたモニター用筐体であり、その筐体 5 2 の枠内に広がるサイズで画像表示部として機能する液晶表示パネル 5 1 が設けられている。筐体 5 2 の大きさは、例えば、システム手帳 4 1 の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、第 1 の実施形態の筐体 1 2 と異なる部分は、貫通穴 5 3 が本実施形態では筐体 5 2 自体を貫通するように設けられている点である。

#### 【0024】

筐体 6 2 は、キーボードによる入力が可能なキーボード入力部 6 1 を備えたキーボード用筐体であり、概ねキーボード入力部 6 1 は筐体 6 2 の表面側の枠部分以外のほぼ全面に広がるように形成され、所要のキーボード入力が可能となる。筐体 6 2 の大きさは、モニター用の筐体 5 2 と同様に、例えば、システム手帳 1 の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、第 1 の実施形態の筐体 2 2 と異なる部分は、貫通穴 6 3 が本実施形態では筐体 6 2 自体を貫通するように設けられている点である。

30

#### 【0025】

筐体 7 2 は、図示しない演算処理用の回路部を内蔵した演算処理ボード用筐体であり、演算処理に必要な CPU やその周辺の記憶装置等を内蔵するものであり、例えばハードディスクなどの記憶手段を有する構成や所定の無線通信手段などが設けられている。また、例えば、プリンターや LAN ケーブル、デジタルカメラ、USB メモリなどの各種の周辺装置と接続するための I/O ポートを備える構成とすることも可能である。筐体 7 2 の大きさは、例えば、システム手帳 4 1 のリフィルよりもやや大きなサイズで設けられており、特に背表紙側の一辺では、図 8 に示すように、システム手帳 4 1 のリングとして機能する開閉可能な角丸形状の 6 本のリング 4 2 が当該筐体 7 2 の表面から立ち上がるように設けられている。この筐体 7 2 の表面側には、通常の紙媒体のリフィル 7 5 を収納できるような凹部 7 1 が形成されており、何枚かの紙媒体のリフィル 7 5 を凹部 7 1 内に収納させながらシステム手帳 4 1 を綴じることができるようにすることもでき、紙媒体のリフィル 7 5 に筆記用具で書き込みを行う場合には、筐体 7 2 の表面の凹部 7 1 内で安定して紙媒体のリフィル 7 5 が保持され、且つ筐体 7 2 自体が書き込み作業用の台として機能することから、容易

40

50

な書き込み作業が実現される。

【0026】

以上の如き構成を有する本実施形態のシステム手帳用コンピュータによれば、筐体52、62、72にコンピュータの構成要素が分散して搭載され、各筐体52、62はそれぞれ貫通穴53、63を備え、筐体72から突設されたリング42に係合するため、システム手帳41のリフィルと同様に、筐体52、62をシステム手帳41に対して着脱することができ、また、必要に応じて他の機能の筐体を追加して作業性を向上させることができる。このシステム手帳41には、通常の紙媒体のリフィル75をそのまま装着することができ、メモを取るなどの筆記用具と紙による情報の人為的な処理も容易に可能となる。

【0027】

[第3の実施形態]

本実施形態は、図9乃至図11に示すように、携帯可能な小型のコンピュータの筐体82から突設された突設片83と、該突設片83に設けられた貫通穴84、85、86からなるリング係合手段を設けた例である。

【0028】

本実施形態の小型のコンピュータは、液晶表示装置などの画像表示パネル部を装着したパネル部81を開閉自在に保持してなる筐体82を有しており、筐体82からパネル部81を開いた状態で該筐体82の上面にキーボード入力部が現れるように構成されたいわゆるノートブック型の小型のコンピュータである。筐体82及びパネル部81の大きさは、例えば、図11に示すシステム手帳91の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、詳しくは筐体82及びパネル部81の大きさは、システム手帳91に綴じ込んで携帯可能なサイズであれば、多少リフィルよりも大きくても良く或いは小さくても良い。筐体82の内部には、演算処理用の回路部として演算処理に必要なCPUやその周辺の記憶装置等が内蔵され、所定のI/Oポート88により周辺装置との通信等が可能である。

【0029】

このような小型のコンピュータの背面側には、筐体82から水平面内方向に突設された一対の突設片83、83が配設されており、これら突設片83、83に形成された貫通穴84、85、86を介して筐体82をシステム手帳91のリング92に係合し、当該コンピュータをシステム手帳91内に綴じ合わせることができる。一対の突設片83、83は、例えば筐体82の成型時に同時に成型して形成したり出来るほか、別途、成型した合成樹脂若しくは金属片からなる一対の突設片83、83を筐体82の背面部に固定したり、あるいは着脱自在としたり、さらには出没自在としても良い。

【0030】

突設片83に形成される貫通穴84、85、86のうち、円形に近い穴が貫通穴86であり、貫通穴86は背表紙の延長方向の中間に近い側に寄せて対称的に配置される。貫通穴84、85はそれぞれ長穴であり、このような長穴形状の貫通穴84、85を配することで、複数形式の市販のシステム手帳の各リングに係合可能となる。

【0031】

以上の如き構成を有する本実施形態のシステム手帳用コンピュータによれば、パネル部81と筐体82を構成要素とするコンピュータが、筐体82から突設された突設片83を介してシステム手帳91のリング92に係合するため、システム手帳91のリフィル95と同様に、コンピュータ自体をシステム手帳91に対して容易に着脱することができ、また、必要に応じて他の機能の筐体を追加して作業性を向上させることができる。このシステム手帳91には、通常の紙媒体のリフィル95をそのまま装着することができ、コンピュータによる電子的な情報処理と並行して、メモを取るなどの筆記用具と紙による情報の人為的な処理も容易に可能となる。

【0032】

[第4の実施形態]

本実施形態は、図12乃至図13に示すように、携帯可能な小型のコンピュータ100の筐体101から突設された突設片106と、該突設片106に設けられた貫通穴107

10

20

30

40

50

からなるリング係合手段を設けた例である。

【0033】

筐体101のサイズは、システム手帳の交換用の用紙大すなわちリフィルと同程度とされ、詳しくはシステム手帳に綴じ込んで携帯可能なサイズであれば、多少リフィルよりも大きくても良く或いは小さくても良い。筐体101には、キーボード入力部102が形成されているが、液晶パネル103は液晶表示部104と共に、開閉可能であると共に保持部105を中心に図13に示すように回動可能とされ、その結果、図12に示すように、液晶表示部104を上面にしながら液晶パネル103を閉じることが可能である。

【0034】

このような小型のコンピュータ100の背面側には、筐体101から水平面内方向に突設された一对の突設片106が配設されており、これら突設片106に形成された貫通穴107を介してコンピュータ100自体をシステム手帳のリングに係合し、当該コンピュータをシステム手帳内に綴じ合わせることができる。さらに、液晶パネル103は液晶表示部104と共に、開閉可能であると回動可能とされることから、液晶表示部104を上面にしながら液晶パネル103を閉じることが可能であり、システム手帳内に綴じ合わせた場合でも、システム手帳を開いただけで、液晶表示部104を見ることができる。

10

【0035】

上述の各実施形態では、モニターやキーボード入力部をコンピュータの構成要素として説明したが、これに限定されずに、例えば、モニターやキーボード入力部自体をシステム手帳内に綴じ込ませず、外部装置とする選択も可能であり、この場合にはCPUを備えた本体や、ハードディスク装置や、LAN装置、プリンタ装置などの装置がシステム手帳内に綴じ込まれるように構成することもできる。

20

【0036】

また、上述の各実施形態では、リング係合手段を板材に貫通穴を設けた構成や筐体自体に貫通穴を設けた構成で説明したが、本考案のリング係合手段としては、一例に過ぎないが、筐体の背面側にワイヤを引き回してリングをそのワイヤと筐体の間に挿通させる構造や、T字状やS字状の一对のフックの如き棒状部材を設ける構造など他の構造であっても良い。また、リング係合手段の例として、合成樹脂や金属材料の板材や突設片について説明したが、例えば紙、木材、布、硝子、セラミックなどの板材や突設片を形成しても良い。また、リング係合板と筐体の固定方法として、接着剤を用いたり、螺子止めによるもの

30

【図面の簡単な説明】

【0037】

【図1】本考案の第1の実施形態のシステム手帳用コンピュータをシステム手帳と共に示す斜視図である。

【図2】本考案の第1の実施形態のシステム手帳用コンピュータをシステム手帳と共に示す他の斜視図である。

【図3】本考案の第1の実施形態のシステム手帳用コンピュータのモニター用筐体の斜視図である。

【図4】本考案の第1の実施形態のシステム手帳用コンピュータのキーボード用筐体の斜視図である。

40

【図5】本考案の第1の実施形態のシステム手帳用コンピュータの演算処理ボード用筐体の斜視図である。

【図6】本考案の第1の実施形態のシステム手帳用コンピュータのキーボード用筐体の分解斜視図である。

【図7】本考案の第2の実施形態のシステム手帳用コンピュータをシステム手帳と共に示す斜視図である。

【図8】本考案の第2の実施形態のシステム手帳用コンピュータを筐体毎に示す斜視図である。

【図9】本考案の第3の実施形態のシステム手帳用コンピュータの平面図である。

50

【図10】本考案の第3の実施形態のシステム手帳用コンピュータの側面図である。

【図11】本考案の第3の実施形態のシステム手帳用コンピュータをシステム手帳と共に示す側面図である。

【図12】本考案の第4の実施形態のシステム手帳用コンピュータの斜視図である。

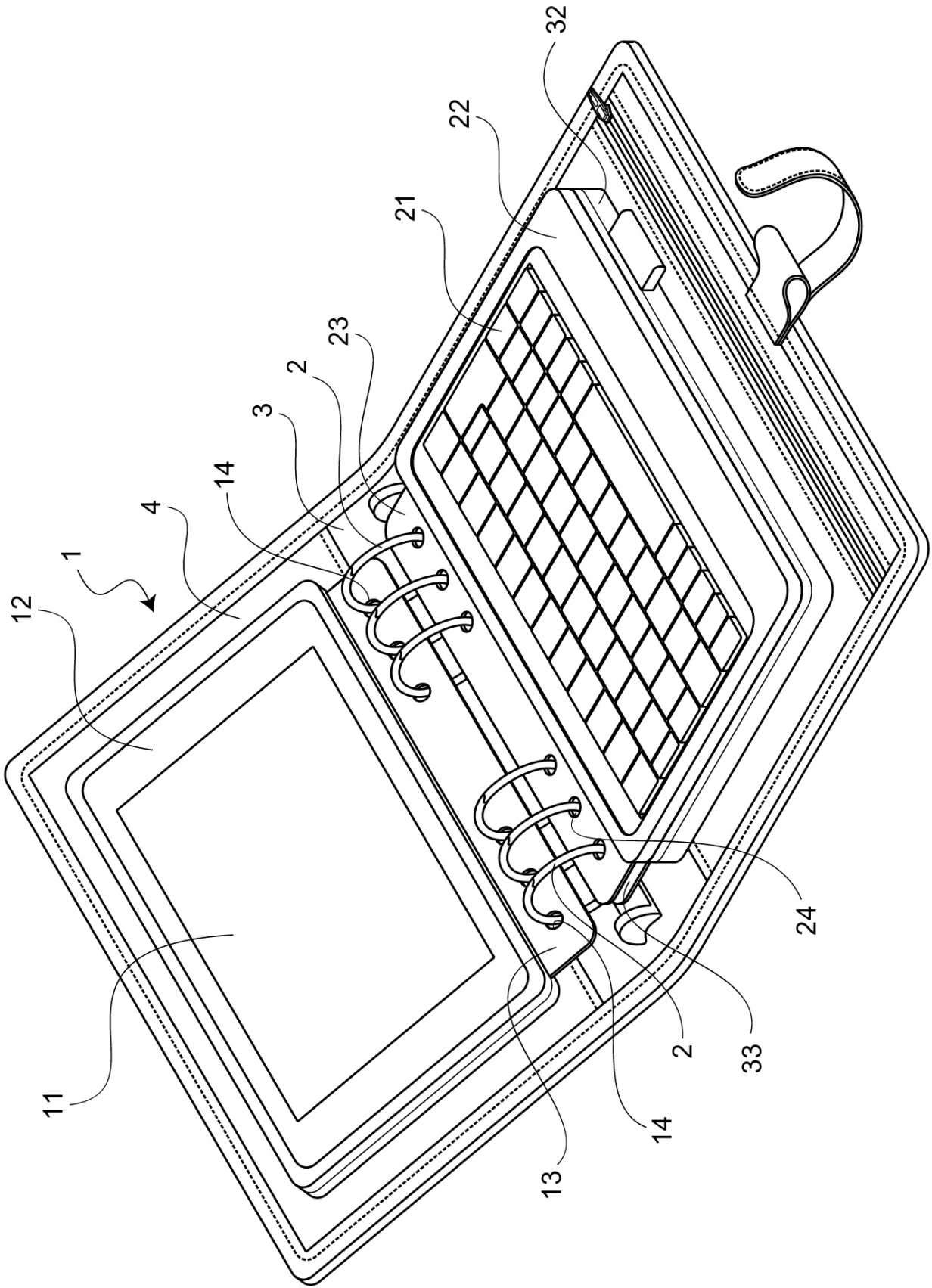
【図13】本考案の第4の実施形態のシステム手帳用コンピュータの斜視図である。

【符号の説明】

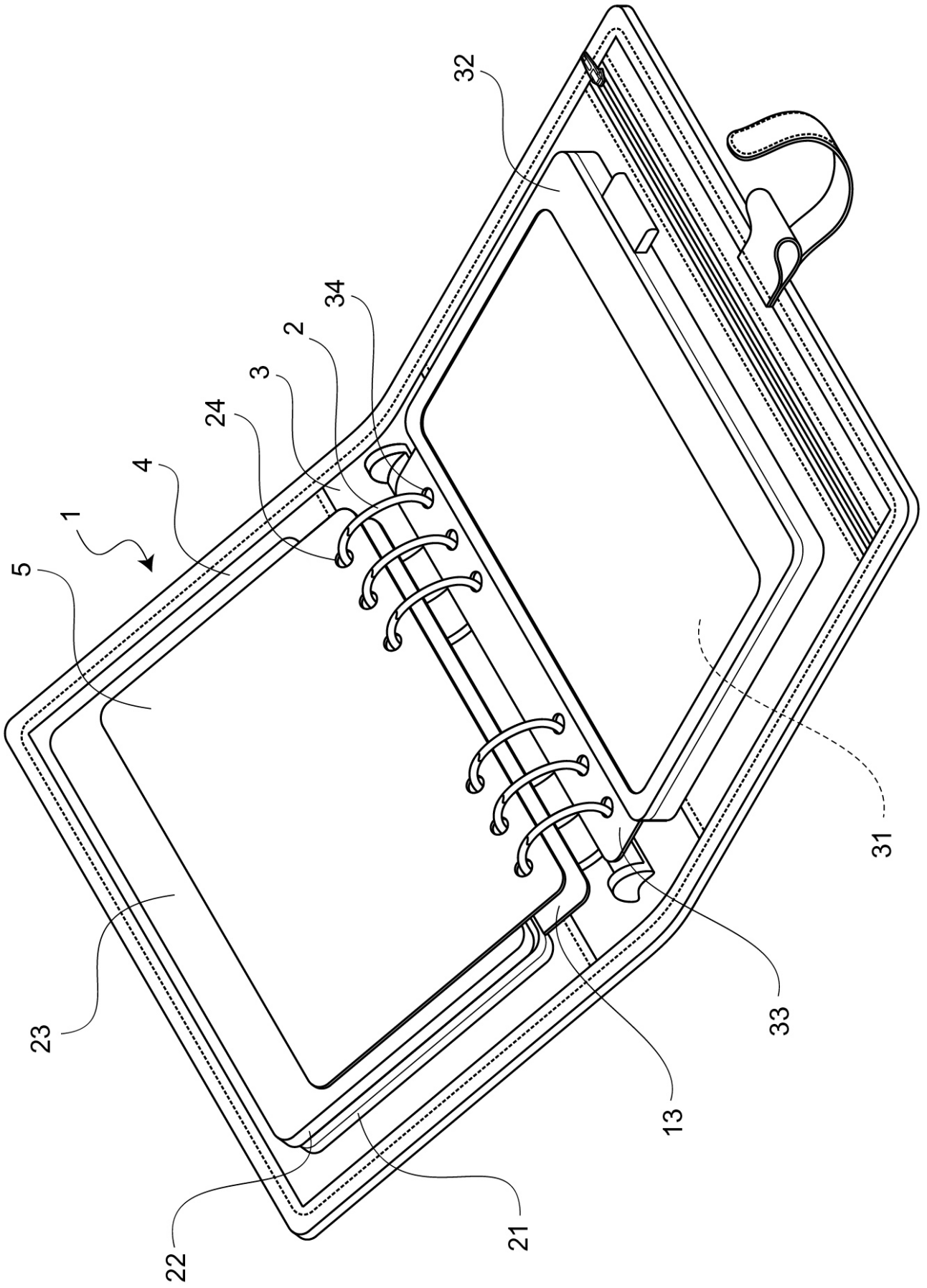
【0038】

1	システム手帳	
2	リング	
3	背表紙部	10
4	システム手帳本体	
5	リフィル	
11	液晶表示パネル	
12	筐体	
13	リング係合板	
14	貫通穴	
21	キーボード入力部	
22	筐体	
23	リング係合板	
24	貫通穴	20
31	回路部	
32	筐体	
33	リング係合板	
34	貫通穴	
41	システム手帳	
42	リング	
51	液晶表示パネル	
52	筐体	
53	貫通穴	
61	キーボード入力部	30
62	筐体	
63	貫通穴	
71	凹部	
72	筐体	
75	リフィル	
81	パネル部	
82	筐体	
83	突設片	
84 ~ 86	貫通穴	
88	I/Oポート	40
91	システム手帳	
92	リング	
95	リフィル	
100	コンピュータ	
101	筐体	
102	キーボード入力部	
103	パネル部	
104	液晶表示部	
106	突設片	
107	貫通穴	50

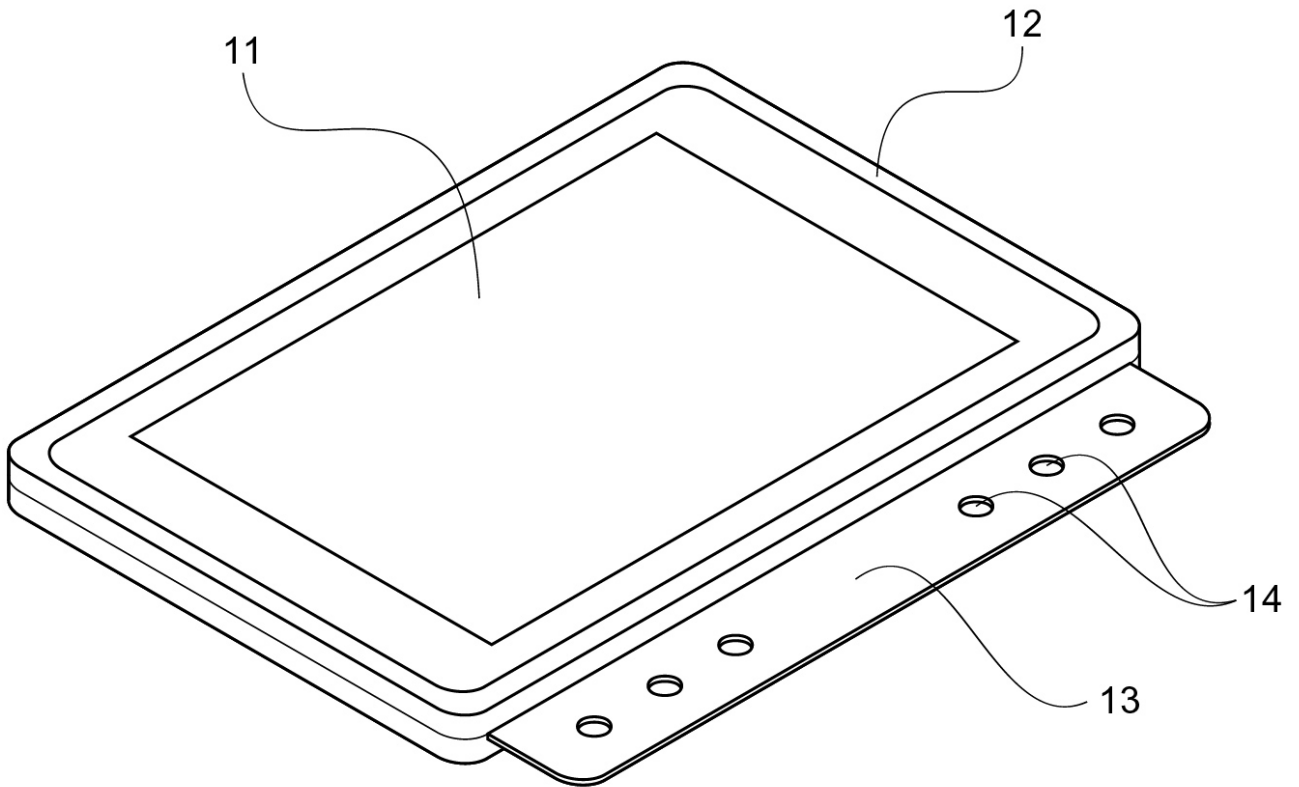
【図 1】



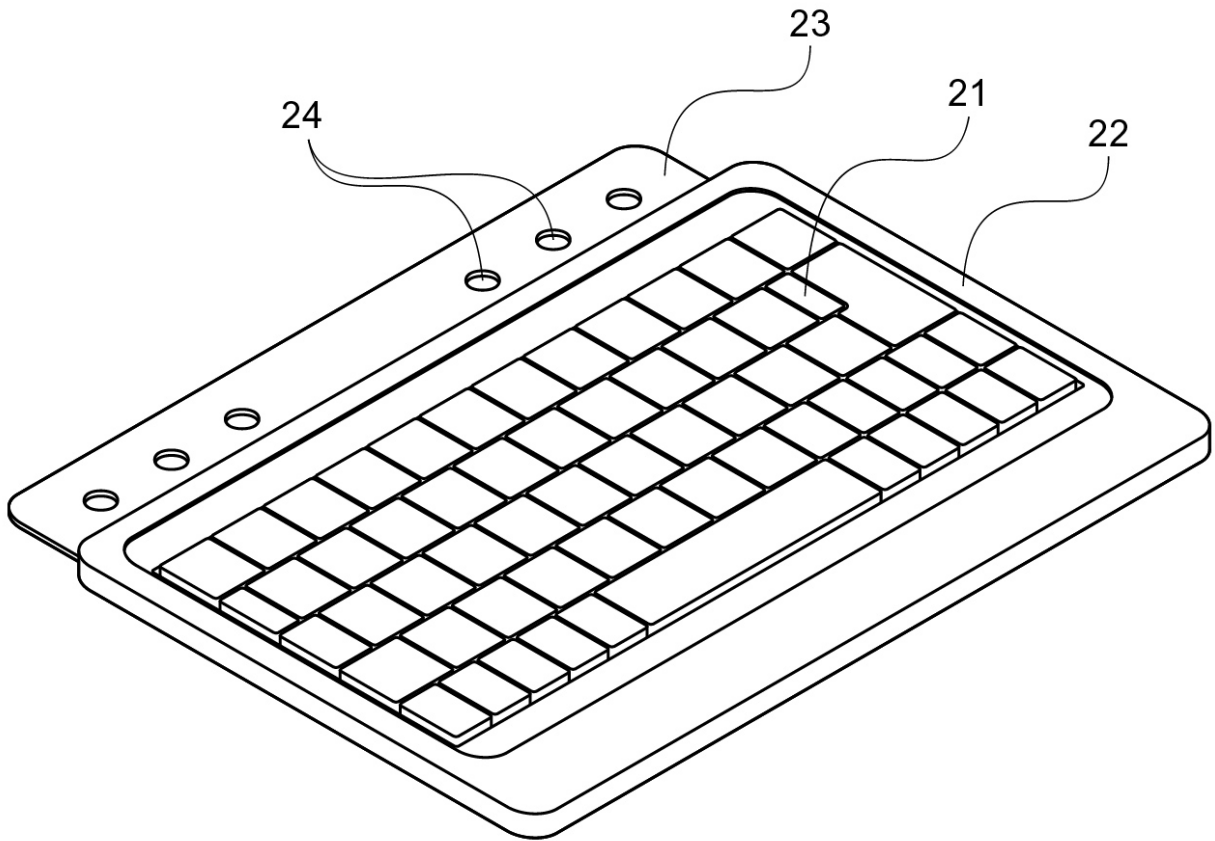
【図 2】



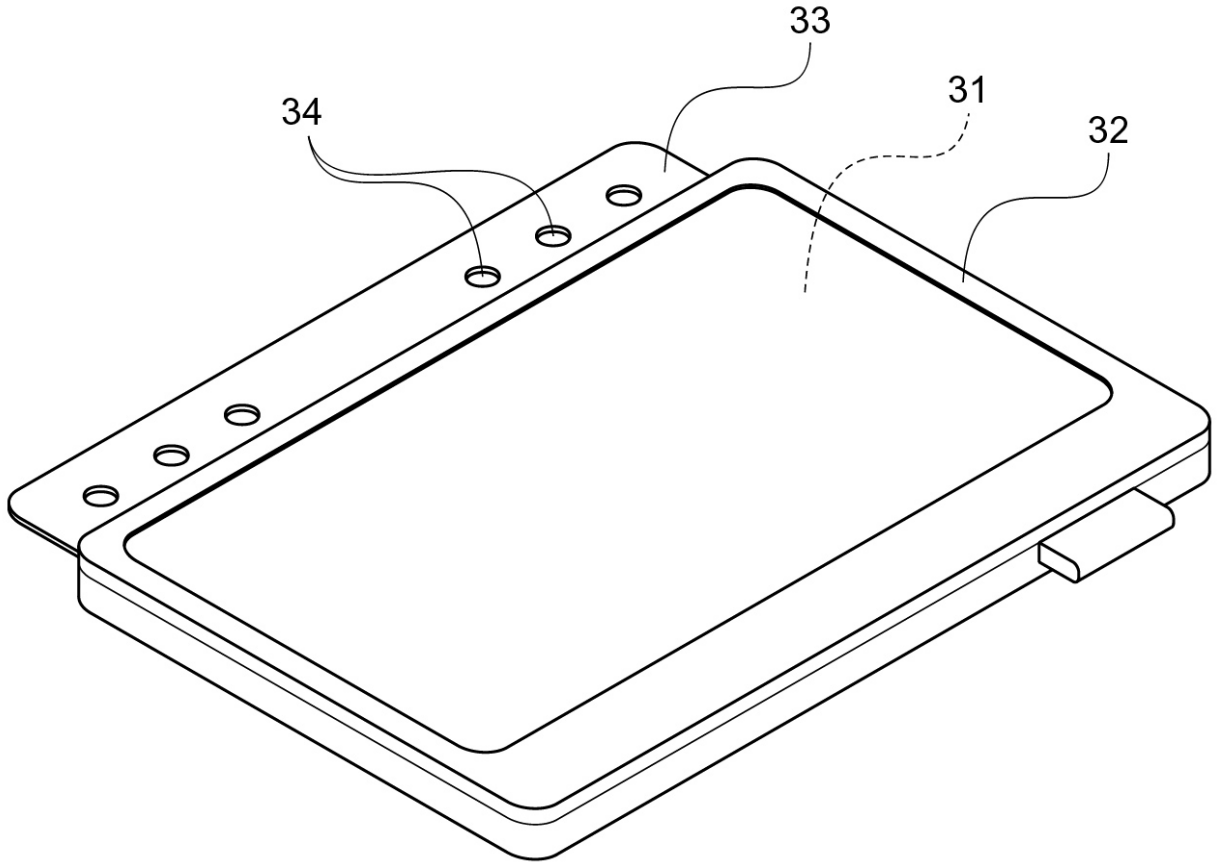
【 図 3 】



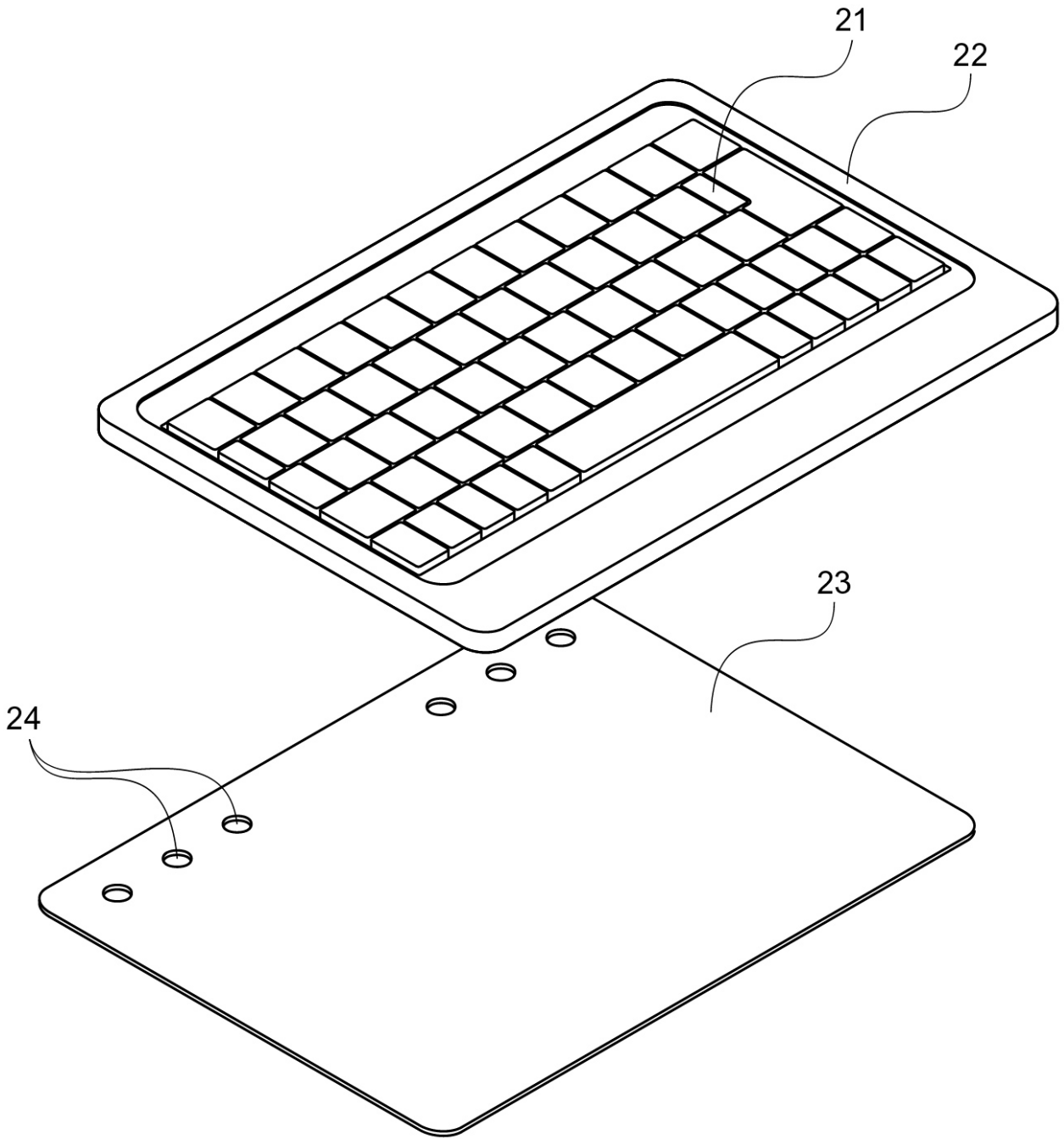
【 図 4 】



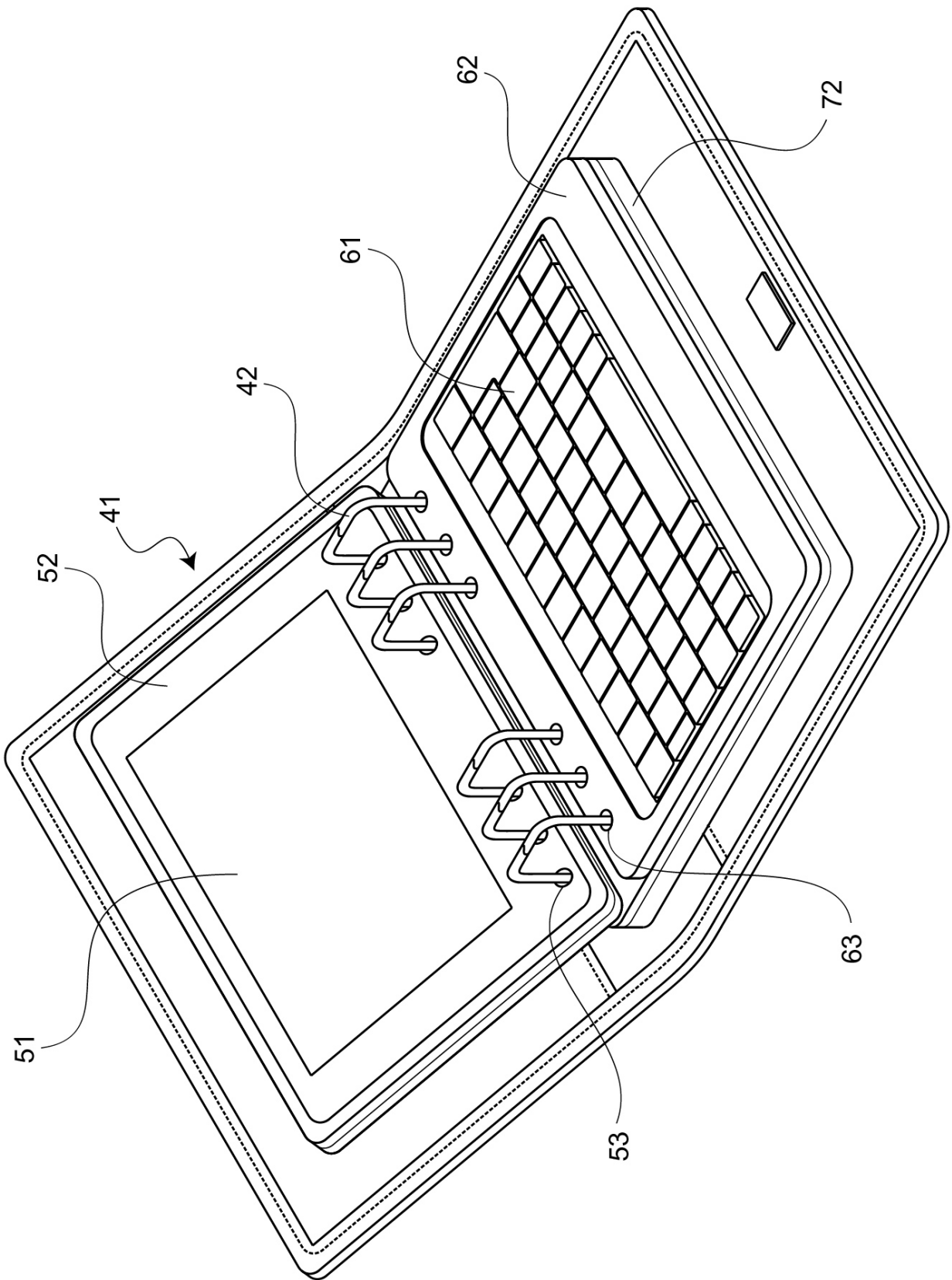
【 図 5 】



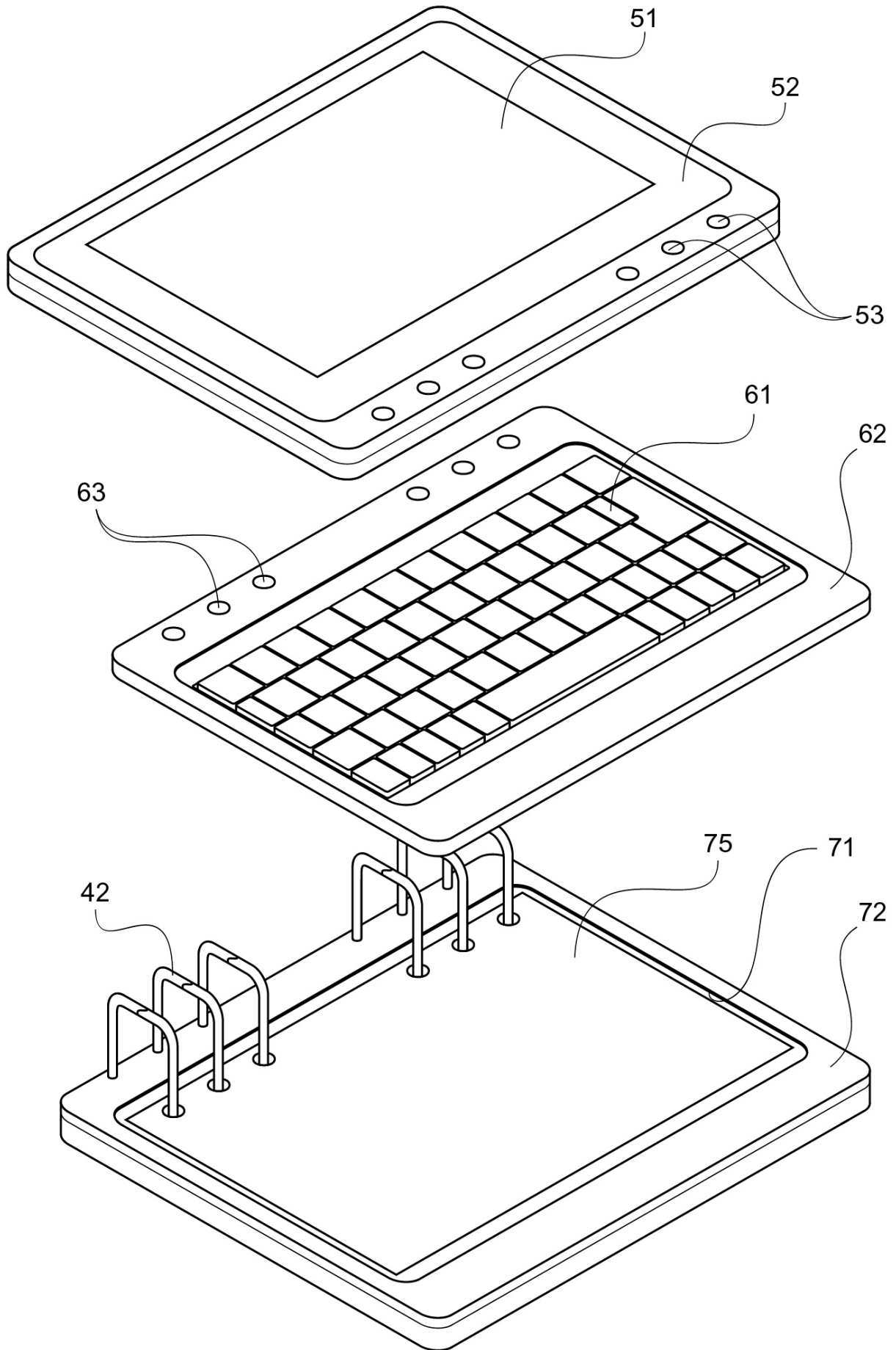
【 図 6 】



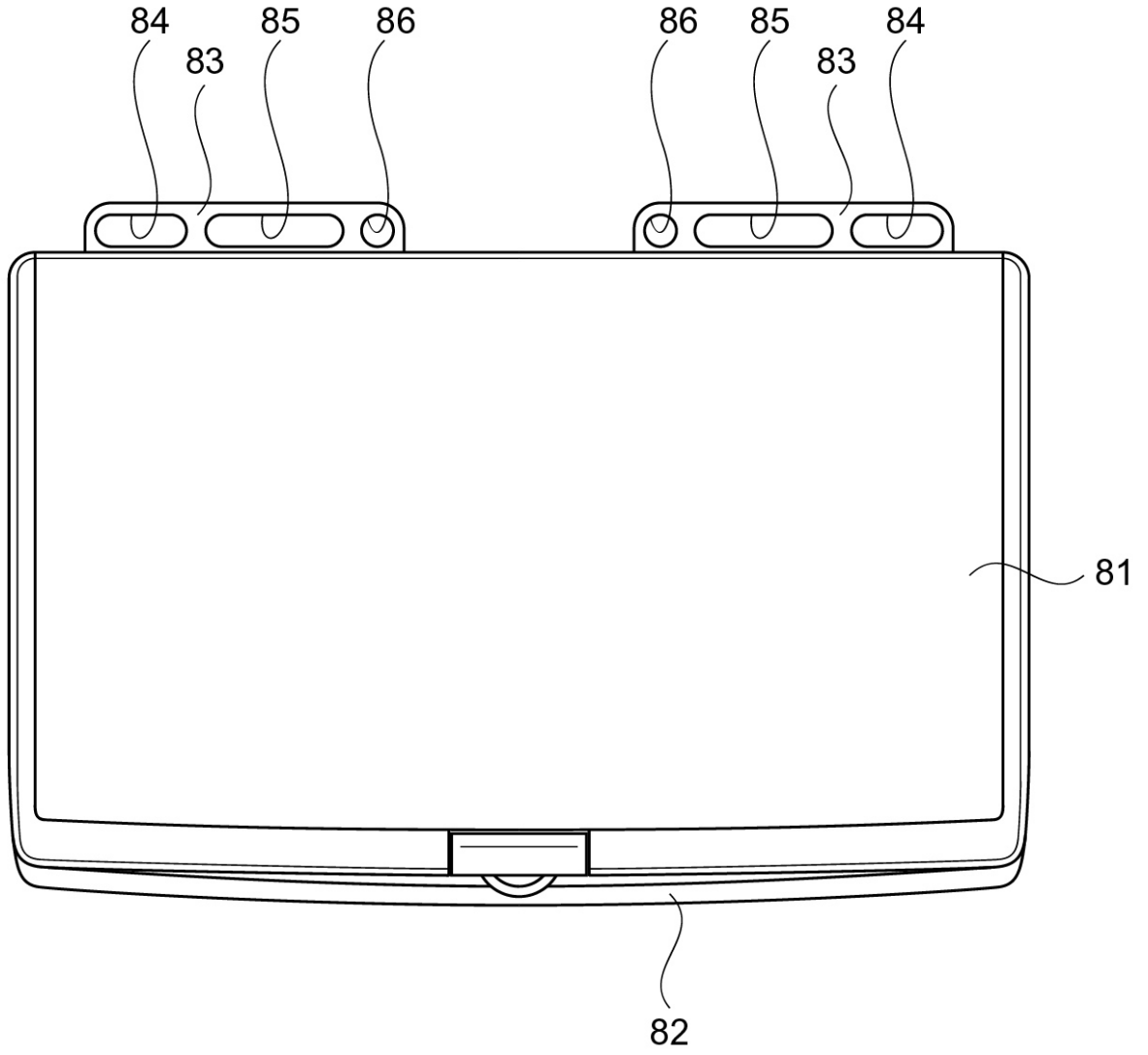
【図7】



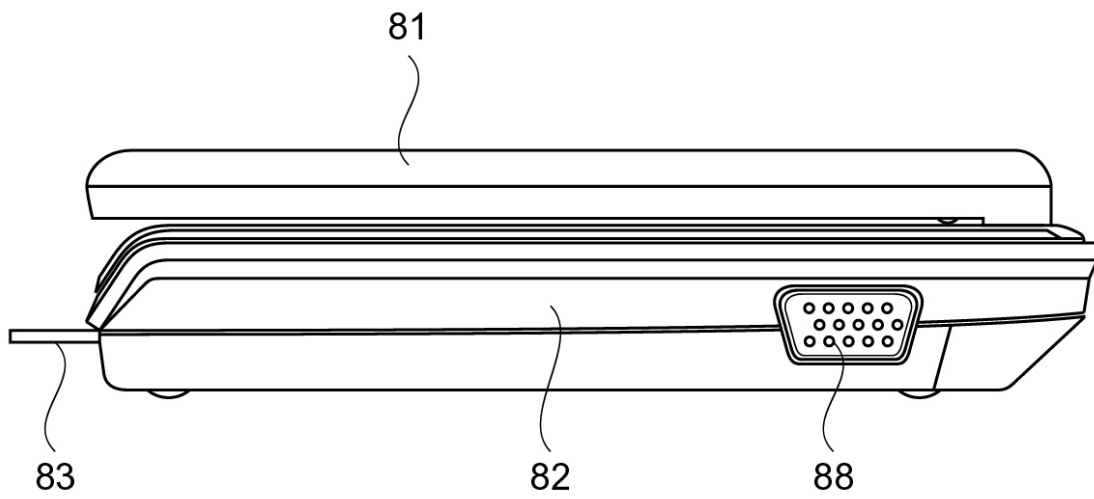
【 図 8 】



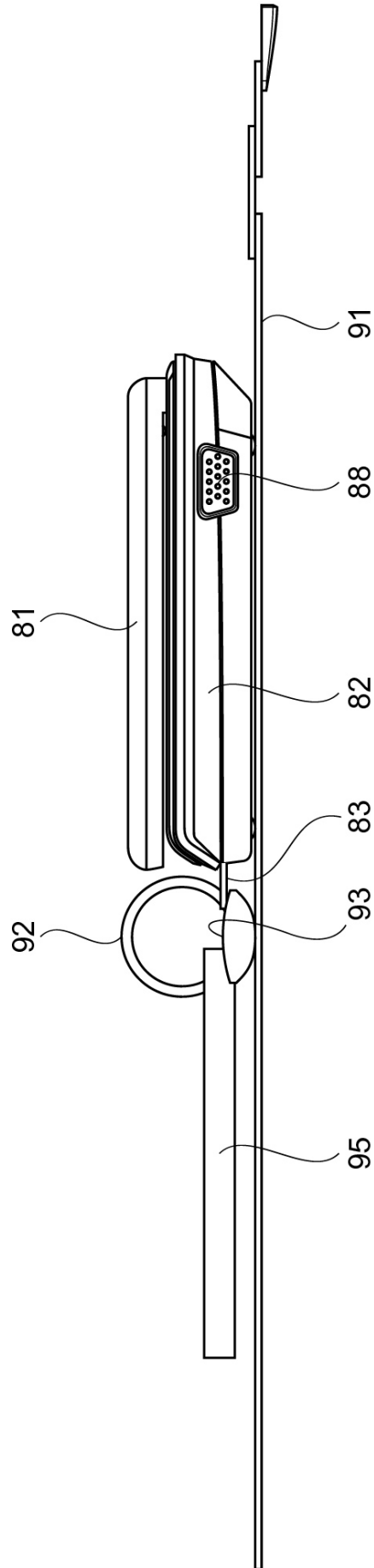
【 図 9 】



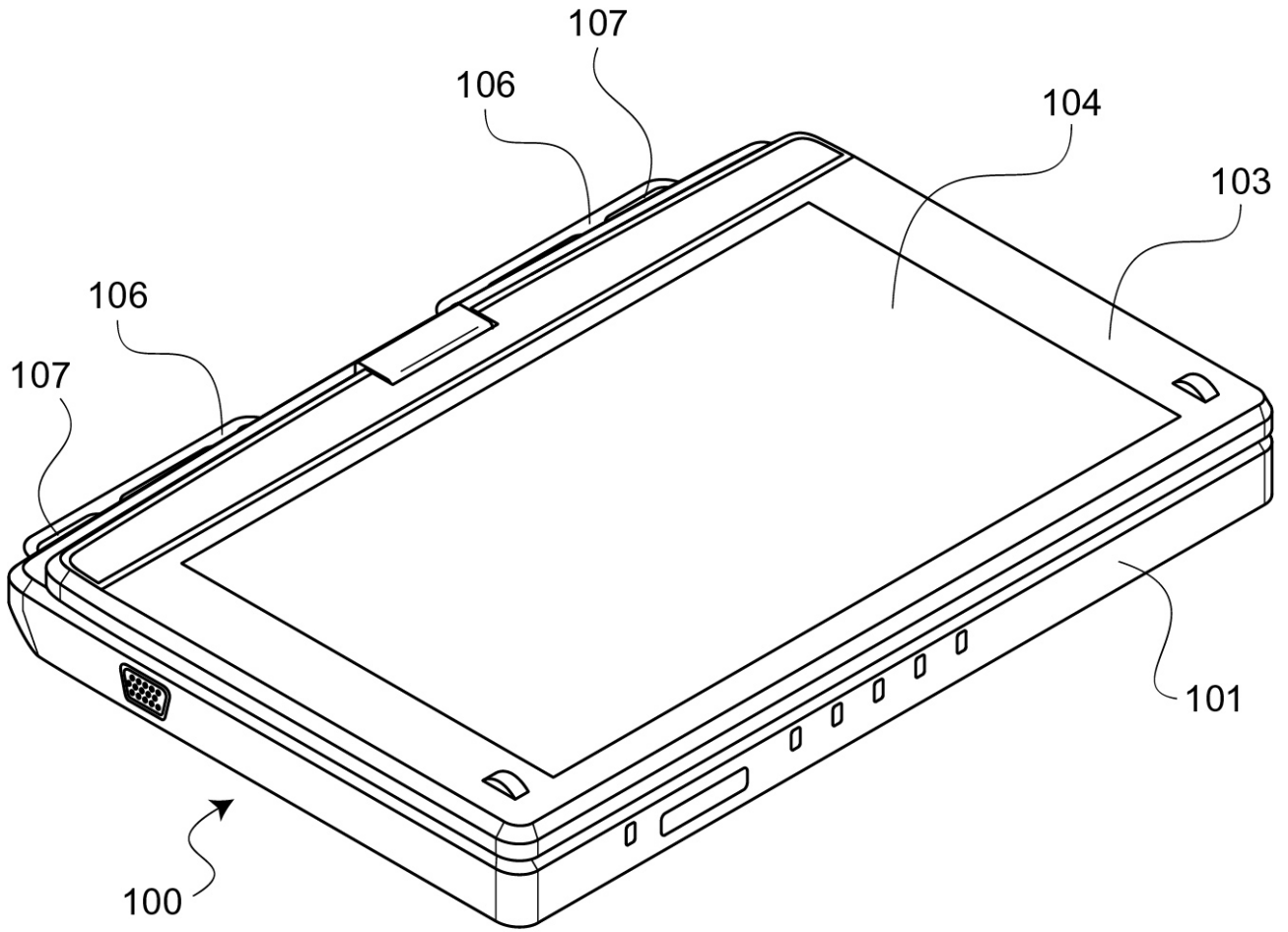
【 図 10 】



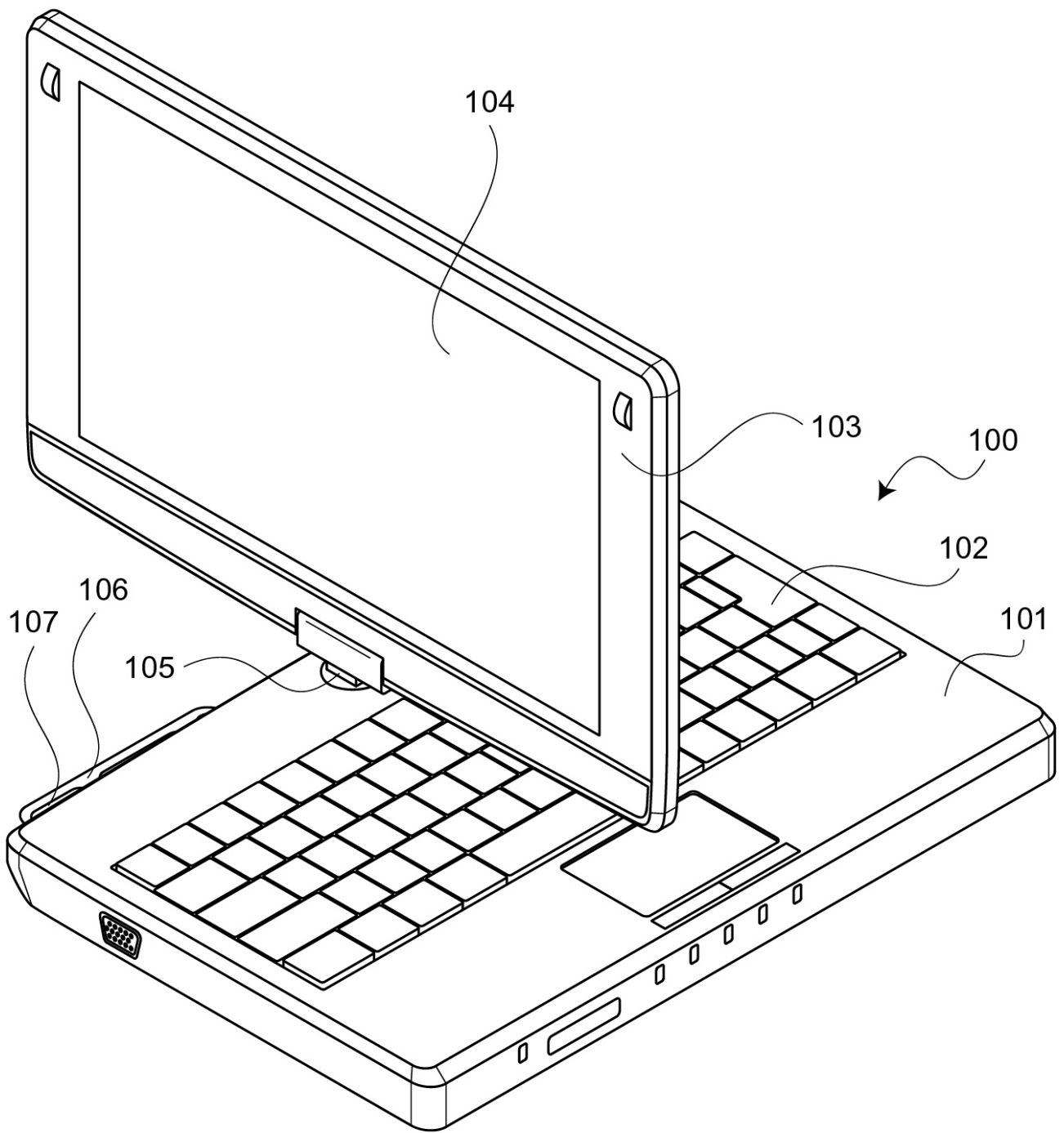
【 図 1 1 】



【図 12】



【図 13】



フロントページの続き

(72)考案者 加瀬 太一

神奈川県横浜市中区長者町五丁目 8 5 番地 明治安田生命ラジオ日本ビル 7 階 株式会社工人舎内